

委員会提出議案第4号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年11月25日提出

さいたま市議会議会運営委員会  
委員長 土井 裕之

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 [略] 第2章 [略] 第1節 総則（第83条— <u>第87条の2</u> ） 第2節～第6節 [略] 第3章～第8章 [略] 附則  第2章 [略]  第1節 [略]  <u>（出席委員に関する措置）</u> <u>第87条の2 この章における出席委員には、さい</u> <u>たま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条</u> <u>例第286号）第15条の2第1項の規定により、</u> <u>映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認</u> <u>識しながら通話をすることができる方法（以下「</u> <u>オンラインによる方法」という。）で委員会に出</u> <u>席した委員を含む。</u>  （不在委員）	目次 第1章 [略] 第2章 [略] 第1節 総則（第83条— <u>第87条</u> ） 第2節～第6節 [略] 第3章～第8章 [略] 附則  第2章 [略]  第1節 [略]

第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、さいたま市議会委員会条例第15条の2第3項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。